

令和8年度 郡山市未来に続くみんなのまちづくり補助金 募集要項



目次

1	事業の概要	p2
2	補助金の交付対象者	p2
3	対象事業（補助金の種類）	p3
4	対象経費	p5
5	補助金交付までの流れ	p7
6	申請	p8
7	交付決定・事業実施	p9
8	実績報告	p9
9	Q & A	p10

【問合せ先】

郡山市 市民部 市民・NPO活動推進課

電話：024-924-3471 FAX：024-931-5186

メール：shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp

1 事業の概要

「市民が主役の協働のまちづくり」の大きな原動力となる、公益的な活動（※1）に取り組む市民活動団体（※2）へ助成金を交付し、みなさんのチャレンジを応援します。

活動のきっかけづくりから、新しい事業の開始、既存事業の拡大まで、団体の自立と活動の活発化を後押しすることを目的としています。

（※1）公益的な活動……市民活動団体が地域や社会のために、多くの人の役に立つことを目指して、市民団体が自ら取り組む活動です。特定の会員や一部の関係者に限定する活動は該当しません。

（※2）市民活動団体……町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体、その他の団体で公益的活動を継続的に行うものです。

2 補助金の交付対象者

本補助金交付を受けられるのは、次のすべての条件を満たす市民活動団体です。

1 基本条件

- (1) 構成員が5人以上いること
- (2) 活動拠点が市内にある、又は市内で市民を対象とした活動を行っていること
- (3) 同一年度内に、本補助金の交付を受けていないこと
- (4) 同じ目的で継続して活動していく見込みがあること
- (5) 郡山市市民活動サポートセンター（※3）に登録している団体であること

2 コンプライアンス

- (6) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税）の滞納がないこと
- (7) 暴力団等反社会的勢力に該当しないこと
- (8) 風俗営業を行っていないこと
- (9) 政治活動または宗教活動を目的としていないこと
- (10) 公序良俗（公共の秩序や善良な風俗）に反しないこと
- (11) その他市長が不相当と認める事業

※ 新規団体でも、上記条件を満たせば申請可能です。

※ 郡山市市民活動サポートセンター未登録の場合は、申請前に登録が必要です。

（※3）郡山市市民活動サポートセンター

市民活動を始めたい方・団体を支援するために、活動に役立つ情報提供に加え、講座やイベントで「学び」と「つながり」を提供しています。企画づくりや運営の悩みも気軽に相談できるサポート窓口です。

【問合せ先】

電話：024-924-3352 メール：ap@utsukushima-npo.jp

所在地：郡山市役所西庁舎3階

運営受託団体：特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク



3 対象事業（補助金の種類）

補助金が交付される年度内（各年4月1日から翌年3月31日まで）に完了し、郡山市内で継続的に実施される、以下の種類の活動を対象とします。

※補助金の交付決定通知日以降に実施する活動が対象です。（P7参照）

1 地域の魅力創出事業

地域の魅力を高めるために、新しく始める活動や、今の取り組みを広げ・充実させる
地域のための公益的な活動

(1) 活動例

- ・子ども食堂や学習支援
- ・認知症カフェや見守り活動
- ・河川・公園の清掃や自然保全
- ・多文化共生の交流イベント
- ・防災訓練・減災啓発
- ・空き家・空き地の活用による地域づくり
- ・古民家を活用し子どもや高齢者の多世代交流
- ・ダンスフェスを通して地域活性化

(2) 補助金額（1団体当たり） 20万円以内（補助率：補助対象経費の50%）

(3) 補助回数 年度内に1回

- 前年度に比べ発展的な事業と認められる場合は、最大3回まで補助金交付を受けることができます。
- 複数年度にまたがる事業でも、単年度ごとに審査、採択となるため、毎年度申請が必要です。なお、初年度の採択が2回目以降の補助を約束するものではありません。
- 令和7年度「ひとまちづくり活動支援事業」補助金交付団体は、令和8年度以降の2回目としてカウントします。

Q：「発展的な事業」とは？

1 経済的な自走化の見込み	・収益モデルの確立 ・補助金依存率の低下計画
2 運営体制の強化	・広域連携、継続できる運営体制の強化 ・事業収益、会費収入などの資金増加見込み
3 参加の裾野拡大	・新規層の拡大（子育て世代、働き世代、単身高齢者、外国人、障がい者、学生など） ・対象エリアの拡大（ほかの地域や町内会） ・新規分野の団体の参加 ・ボランティア募集

4 役員の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡方法の変更（LINE の活用による効率化など） ・外部委託 ・役員の輪番制の導入
5 事業内容の見直し（ブラッシュアップ）	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートやヒアリングなどに基づくニーズ把握 ・ニーズに基づく事業内容の改善 ・先進的な取り組みに対する視察調査

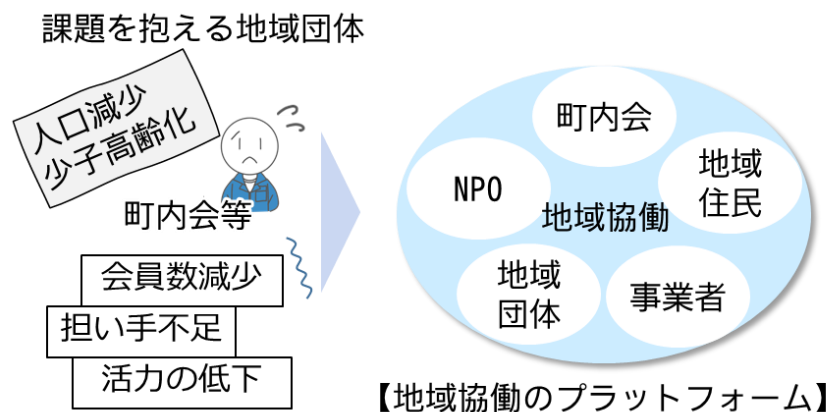
2 地域協働のプラットフォーム形成事業（以下「プラットフォーム事業」という。）

地域住民、市民活動団体、事業者、その他の団体が連携し、地域課題を把握したうえで、課題解決や地域づくりの方向性について協議し、**主体的に課題解決を図るための場（＝地域協働のプラットフォーム）を形成する活動。**

※ ポイント：地域課題を他団体などと共有し、協力しながら方向性を決めるのが目的

※ 要件：**本市のアウトリーチ（訪問）支援を受けている地域の団体であること。**

【イメージ図】 目指す形（地域協働プラットフォーム形成）



(1) 補助対象事業（活動例）

- ・課題の可視化（住民アンケート、ワークショップ、マッピングなど）
- ・対話と協議（住民座談会、円卓会議、講演会など）
- ・合意形成（優先度を定める、事業を見直し、実行計画作成など）
- ・実行の場づくり（運営体制の整備、事業実施など）
- ・事業の検証（振り返り会議、計画見直しなど）
- ・地域協働のプラットフォーム形成過程で実施する公益的な活動

(2) 補助金額（1団体当たり） 20万円以内（補助率：補助対象経費の50%）

(3) 補助回数（年度ごとの扱い）

- ・年度内に1回（原則3回（3年間）助成を受けること。）

- 複数年度にまたがる事業でも、単年度ごとに審査、採択となるため、毎年度申請が必要です。
- 令和7年度「ひとまちづくり活動支援事業」補助金交付団体は、令和8年度以降の2回目としてカウントします。

3 補助対象外事業の例

- 特定の個人や組織のみを対象とした活動・団体
- 団体構成員相互の共益又は親睦が目的の活動
- 1回限りの行事、イベントや興行など事業効果が一過性の事業
- 趣味的や娯乐的な要素が強い活動（サークル活動など）
- 運営費補助等、団体に対する全体的な補助を受けている団体
- ハード整備のみの事業（調査等を含む。）

4 補助要件（全て満たすこと）

- 他の補助金等の対象経費と重複していないこと。（他の補助金等では、併用不可としている場合があります。詳細を各補助金の担当部署へ確認してください。）
- 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした活動でないこと。

4 対象経費

- 一般的な単価と比べて著しく高額である場合は、その差額を補助対象外とすることがあります。
- 20万円以上の経費は、2者からの見積書の提出が必要です。

(1) 補助対象となる経費

予算科目	内 容	プラットフォーム事業の 対象経費
1 報償費	講師、専門家等（以下「講師等」）への謝礼、調査研究に係る報償費等 対象団体構成員以外の事業従事者への謝礼等 <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアスタッフ等への謝礼は、交通費程度 ● 1団体につき10万円を超える謝礼金は対象外 	左欄の経費ほか、人材養成等に要する研修等の講師への謝礼等
2 旅費	<ul style="list-style-type: none"> ● 講師等旅費及び研修旅費に係る交通費（公共交通機関に限る）、宿泊費等 ● 研修旅費は原則1回 20,000円/1人（上限：対象経費総額の1/2の額） 	
3 需用費	消耗品費、材料費、チラシ、ポスター等の印刷費、書籍等の購入費、講座等のテキスト購入費等	左欄の経費のほか、会議等の資料、地域の将来像

		に関する計画、アンケート調査資料、広報誌やホームページ等の作成、印刷等に係る費用
4 食糧費	会議時茶菓代、講師等の弁当代等 団体構成員の会議時茶菓代 1人200円/会議1回	
5 委託料	会場設営費、音響照明設営費等	
6 役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等	左欄の経費のほか、会議等の資料、地域の将来像に関する計画、アンケート調査資料、広報のための頒布及び通信等に係る費用
7 使用料及び賃借料	会場使用料及び機械、器具等のレンタル料	
8 備品購入費	機械、器具等（2万円以上に限る）購入費 （上限：対象経費総額1/2の額）	
9 負担金	講座等受講料	左欄の経費のほか、人材養成等に要する講座等受講料
10 その他	その他市長が認める経費	

(2) 補助対象にならない経費

補助対象経費に係る仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税額	
事務所等の維持費	事務所の家賃や光熱水費 など
経常的な経費	事業の有無にかかわらず発生する費用（加入団体への会費、会報の郵送費 など）
団体構成員に対する人件費	構成員の給料や謝金、臨時アルバイトへの賃金など
他事業でも使える高額な備品購入費	パソコン、カメラ、コピー機など
証拠書類が不十分なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な領収証等がないもの ・領収書の宛名が、団体名でないもの

5 補助金交付までの流れ

1 事前相談（目安：事業開始の1か月ほど前まで）

申請前にご相談ください。

2 申請

別紙「**申請チェックリスト**」により確認してから提出

3 審査

市が次の項目について審査を行います。

【審査項目】

- ・地域の新たな価値創造につながる活動であるか
- ・地域の活性化や課題解決などに貢献する活動であるか
- ・地域社会に貢献することを目的として行う活動であるか
- ・不特定多数の市民を対象とした活動であるか
- ・市民活動団体や事業者が実施するにふさわしい工夫やアイデアがあり新しい視点からの取り組みか
- ・広域的な波及効果や新たな展開が期待できるか
- ・活動の発展性・継続性があるか
- ・主体的かつ熱意をもって活動を行うことができる団体等であるか など

4 採択（不採択）の決定

5 事業開始

採択された場合は、交付決定通知日以降に事業を開始できます。

※決定通知日より前に実施した活動に係る経費は、補助対象外です。

6 中間ヒアリング

事業の中間期に、進捗状況を確認するためのヒアリングを実施します。

- ・状況によっては、変更申請が必要になります。
- ・申請時の金額を超えて、補助金を増額することはできません。

実績報告

7

事業完了後、実績報告書類一式、領収書等を提出します。

補助金額の確定・補助金の交付

8

補助金の交付時期は、原則として補助金額の確定後となります。

6 申請

- 申請は随時受け付けていますが、市の予算が上限に達し次第、受付を終了します。
- **申請を希望される場合は、事業開始の約1か月前までを目安に、事前にご相談ください。**

申請書類

様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。

未来に続くみんなのまちづくり補助金 で検索



No.	書 類
1	補助金等交付申請書（郡山市補助金等の交付に関する規則第4条関係）
2	事業計画書 ・地域の魅力創出事業（第1号様式） ・地域協働のプラットフォーム形成事業（第2号様式）
3	収支予算書（第3号様式）
4	同意書兼誓約書（第4号様式）
5	活動団体の定款、規約、会則等の写し
6	代表者及び役員の氏名及び住所を記載した名簿
7	補助金振込口座の通帳の写し
8	20万円以上の経費は、2者からの見積書 ※2者から見積書を徴取できない場合は、理由書を提出
9	その他参考となる資料（これまでの活動写真、新聞記事等）

申請期間

令和9年1月31日まで

申請先

法人格があり電子証明書をお持ちの場合は、郡山市オンライン申請サービスで申請できます。

※電子証明書は次のいずれかをお持ちの方が対象です。

- ・商業登記に基づく電子証明書（商業登記電子証明書）
- ・TDB 電子認証サービス TypeA の電子証明書
- ・e-Probatio PS2 サービスの電子証明書
- ・AOSign サービスおよび法人認証カードサービスの電子証明書

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

7 交付決定・事業実施

事業を実施する際は、パンフレット・チラシ・看板等に「郡山市未来に続くみんなのまちづくり補助金採択事業」であることを表示してください。（例：この事業は「令和〇年度郡山市未来に続くみんなのまちづくり補助金」の交付を受けて実施しています。）

8 実績報告

事業完了後、速やかに実績報告が必要です。（事業完了日から60日以内または事業完了日の属する年度の3月31日までのどちらか早い日）

実績報告に必要な書類

No.	書 類
1	補助事業等実績報告書（郡山市補助金等の交付に関する規則第14条関係）
2	実績報告書（第6号様式）
3	収支決算書（第7号様式）
4	支出内訳書
5	領収書（原本）又はその写し
6	その他活動に関する資料（参加者等のアンケート、活動時の写真、新聞記事等）

- ※ 写真、新聞記事等の活動に関する資料、発行物・チラシ等の成果品、今後の活動計画書、修了証書・受講証明書などがある場合は、添付してください。
- ※ 活動内容は、市ウェブサイト等で公開します。

9 Q&A

1 申請できる団体・事業内容

Q 1 今回事業を開始するために新たにグループを結成しましたが、申請できますか？

A 1 できます。ただし、目的や運営方針を定めた規約や会則などが必要です。

Q 2 これまでも行っていた活動について、対象となりますか？

A 2 新しい視点や新たな展開、発展性（P3）などを審査した上で、補助が適切と認められれば対象となる場合があります。申請書には、活動の幅がどう広がるか、どんな成果が期待できるかを分かりやすく記載してください。

2 事業期間・翌年度への扱い（継続の考え方）

Q 3 一度交付決定を受けた対象事業は、翌年度にわたって補助を受けることはできますか？

A 3 できません。交付決定を受けた年度内（当年度3月31日まで）に完了することが必要です。翌年度に係る事業は、翌年度に新たに申請が必要です。

「地域の魅力創出事業」については、前回に比べ発展的な事業（P3）のみ、補助の対象となります。

3 手続きの流れ・スケジュール

Q 4 申請書の提出から交付決定までどれくらいかかりますか？

A 4 申請書を受理してから約2週間かかります。まずは、申請書の提出前にヒアリングを行うため、事業開始の約1か月前までにご相談ください。

4 対象経費・支出のタイミング

Q 5 交付決定前に購入や作成したものにかかる支出は、対象経費になりますか？

A 5 なりません。交付決定日以降の支出が補助対象になります。

5 補助金の受取り時期・実績報告

Q 6 補助金はいつ受け取れますか？

A 6 事業完了後に、実績報告書・領収証等が提出いただき、市が審査、補助金額を確定した後、交付します。

Q 7 当初の予算より経費が多くかかったり、経費が少なく抑えられたりした場合でも、申請した金額どおり補助金は交付されますか？

A 7 対象経費を精査して補助金額を確定するため、申請額と交付決定額が異なる場合があります。また、予算の関係上、申請額どおりに交付決定されない場合もあります。

当初予算と比べて実際の経費の差が大きくなる場合は、判明した時点で速やかに市に連絡してください。変更申請が必要になることがあります。

活動を始める前に、見積りを取るなどして適正規模の予算を作成することが大切です。

なお、対象経費の増額による、補助金額の増額は原則できません。

6 収入（参加費・協賛金等）・利益の扱い

Q 8 参加費や協賛金など自己資金以外の収入が発生した場合、補助金は減額されますか？

A 8 参加費や協賛金など、交付決定した事業のために収入が発生した場合は、まずその収入を事業に充てていただきます。それに伴い、補助金額も減額されます。

Q 9 事業の達成のために、参加料を徴収したり、地域産品を商品化して利益を上げたりしても問題ないですか。

A 9 問題ありません。「非営利活動＝利益を上げてはいけない」ではありません。得た利益を自主財源として対象事業の経費の一部に充てるのであれば差し支えありません。

7 変更・中止

Q 10 予定していた事業が事情により実施できなくなった場合は、どうすればよいですか？

A 10 実績できなくなったことが判明した時点で速やかに市に連絡してください。変更申請が必要になることがあります。

8 地域協働のプラットフォーム形成について

Q 11 地域協働のプラットフォームに参加する団体数の規定はありますか？

A 11 規定はありません。例えば、一つの町内会と一つの事業者であっても、複数の団体が話し合える場が形成されていれば、プラットフォームと言えます。本市のアウトリーチ（訪問支援）を受けながら、地域の特性や状況に応じたプラットフォームを形成していくこととなります。

Q 12 地域協働のプラットフォームに参加する団体のうち、実施主体はどの団体になりますか？

A 12 実施主体は、最初に市のアウトリーチ（訪問支援）を受けた団体になります。

Q13 住民アンケートや実行計画の作成などが例示されているが、何をどういった順番で実施していくようになるのか。

A13 原則3年間、本市と市民活動サポートセンターがアウトリーチをしながら、地域の特性や状況に応じて、プラットフォームの形成のための支援を行います。支援の仕方は、地域によって異なります。参考として、事業期間の考え方を以下に示します。

	補助1年目	補助2年目	補助3年目	4年目 (補助なし)
例1	プラットフォーム形成	住民アンケート 計画策定	事業開始	事業継続
例2	(すでにプラットフォームあり) 計画策定	事業準備	事業開始	事業継続
例3	(すでにプラットフォームあり、計画策定済) 事業準備	事業開始	事業継続(自走 できる事業に向けて改善)	事業継続
例4	(すでにプラットフォームあり、計画策定済、事業も継続) 事業継続(自走できる事業 に向けて改善)	事業継続(自走 できる事業に向けて改善)	事業継続(自走 できる事業に向けて改善)	事業継続

Q14 地域協働のプラットフォームの形成に興味があります。市のアウトリーチ(訪問)支援を受けるにはどうしたらよいですか？

A14 市民活動サポートセンターにお気軽にご相談ください。まずは活動内容等のヒアリングをします。